

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会 長 関 谷 忠 泉
(公 印 省 略)

平成20年度安全装置等導入促進助成金について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会の運営に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当協会では、事故防止の一環と致しまして、標記安全装置等導入に係わる費用
に対して一部助成を実施することになりました。
つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施致しますのでご案内申し上げます。

記

1. 申請期間 平成20年5月15日(木)～平成21年3月2日(月)
但し、平成20年3月1日(土)から平成21年2月28日(土)までに
装着及び支払いが完了しなければならない。
2. 助成金額 全ト協 1万円/台・栃ト協 1万円/台・合計2万円/台
予算枠に達した時点で打ち切りになりますのでご了承願います。
3. 対象装置 要綱内の装置
4. 申請要領 別添様式栃F「安全装置等導入助成金交付請求書」に必要事項を記入
し、請求書の写し(リースの場合は、リース契約書の写し) 領
収書の写し 見積書の写し 装着証明書の写し 車検証の写しを添え
て申請する。
5. 注 意 会員所有の県内営業ナンバーの車両であること。
助成金は、新たに導入した装置に対して行う。

平成20年度安全装置等導入促進助成金交付要綱

社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測効果があると思われる、後方視野確認支援装置（以下「装置」という。）に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進する事を目的とする。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、次に掲げる機能を有する装置とする。
なお装置の装着にあたっては、道路運送車両法の保安基準に抵触しないことを条件とする。
後退時の後方視野が確保できること。
運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

助成事業対象装置は、別添、平成20年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧のとおり。

上記以外の装置で、別に定めた助成基準に適合する機器についても、対象とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、装置の装着を行った会員事業者とする。
2 会員事業者（以下「事業者」という。）は、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している事業者を言う。
3 但し、栃ト協会費等の未納がある事業者は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 交付する助成金額は、事業者が新たに装着した第2条及び第3条の要件を満たした車両に対して1台あたり2万円とする。
2 前項の取得価格には、消費税を含めない。

(助成金限度額)

第5条 事業者への助成金限度額は年次290万円（内全栃協140万円）

(助成金交付請求)

第6条 事業者は栃ト協に対して様式栃F「安全装置等導入助成金交付請求書」により、助成金の交付を請求するものとする。

(助成金交付対象期間)

第7条 前条の助成金交付対象期間を平成20年4月1日から平成21年2月28日までとし、平成20年3月以降、新たに導入した車両についても助成対象とする。
2 買い取り及びリースいずれについても事業者が平成20年度に新たに導入した装置については助成対象とする。

(助成金の交付)

第8条 第7条の請求事業者に対し平成21年3月末日までに助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第9条 事業者は、交付の対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(雑則)

第10条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

第1条 本交付要綱は平成18年4月1日より適用する。

第2条 助成金の送付に係わる送金手数料は、事業者負担とする。

平成20年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

平成20年4月22日現在

装置メーカー名	装置名称・型式
(株)日本ビューテック	リアビューモニター 「対象機種」 TKV-S20、TKV-S20N TKV-S30 <但し、TKV-S30(OD)は除く>(注3)、TKV-S30D、TKV-S30DF(注4)
	ナイスビューモニター 「対象機種」： VW-S10、VW-S20 (注4)
市光工業(株)	セイフティビジョン 「対象型式」 ST-900シリーズ、ST-800シリーズ、ST-500シリーズ (但し、ST-900D、ST-900FL、ST-900FS、ST-800Dは除く)
(株)アトム技研	ARGUS(A) 「対象型式」： ARGUS-0603AT
	ARGUS(B) 「対象型式」： ARGUS-0605BS
(株)ワーテックス	BACK EYE SYSTEM 「対象型式」 XL-702(天吊り型)、XL-703(天吊り型) TS706、TM706
クラリオン(株)	カメラ&モニターシステム 【ルームミラー型の特定方法】 明細書の中に「 ハイマウントモニター取付キット：LAA-057-100 」が含まれること。(注1)
三菱電機(株)	カービジョン ルームミラー型モニター 「対象型式」 CM-5000 (注1)、 CM-7200 (注2)
パナソニックカーエレクトロニクス(株)	車載用カラーカメラシステム 【ルームミラー型の特定方法】 明細書の中に「 インナーミラー取付金具：KS-670W-RM 」が含まれること。(注1)
アールアンドピー(株)	ルームミラー取付タイプカラーバックカメラセット 「対象型式」 CR70500-R、CR70500-RA、CR70500-RB CR70200-RA、CR70720-RB
(有)アルファ・デポ	バックモニターシステム 「対象商品名」： AP-5000M、PHO-7200
セイコーエスヤード(株)	テレサイトシステム 「対象型式」 TL15M、TL16MR、TL1623MR (注2)
ヤック(株)	バックモニターセット 「対象型式」 XC-M7SS、XC-M7SM、XC-M7SL、 XC-M7SX、XC-M7SY

(注1) 全ト協からクラリオン及び三菱電機、パナソニックカーエレクトロニクスには販売店より購入事業者に対し、装着明細書を発行するように依頼済み。
なお、その他メーカーに対しても、ルームミラー型と特定できるように名称や型式を納品書等に明記するよう依頼済み。

(注2) セイコーエスヤードは上記3型式以外に「特注対応品」があり、その場合は納品書の中に「インナーミラー取付金具：KS-670W-RM」が含まれる。

(注3) TKV-S30(OD)はオンダッシュ方式のため対象外。識別方法としては、納品書及び保証書に「TKV-S30(OD)」と明記されている。

(注4) ____は追加機種

栃 F (安全装置)

平成 年 月 日

(社)栃木県トラック協会
会長 関谷 忠泉 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

安全装置等導入助成金交付請求書

安全装置導入助成金交付要綱第6条の規程に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額 金 _____ 円

番号	メーカー名	装置名	型式	装着日	台数
1					
2					
3					
4					
5					

助成額：20,000 円 × 両 = _____ 円

2. 添付書類 請求書及び領収書の写し リースの場合はリース契約書の写し
見積り明細書の写し
装着証明書の写し
車検証の写し

3. 助成金振込先口座

銀行名	銀行
支店名	支店
預金種目	普通 当座
口座番号	
口座名義	刀がナ

担当者氏名：

TEL：

FAX：

整理番号 F -